

## トピックス…②

# 指定団体の生乳取引で 法務研修会開催

本会は1月14日、東京・日本橋の東京八重洲ホールで、生乳取引に係る法務研修会を開催した。研修会には指定団体、全国連の役職員ら20人が出席し、講師の阪本智宏弁護士から、指定団体の生乳取引に係る法的知識と具体的な対応策などについて研修した。

### ● 不測の事態に備え、 ● 実務担当者の基礎的知識取得が狙い

平成12年から13年にかけて都府県に8つの広域指定団体が設立され、主な業務は生乳の受託販売や検査業務を中心としている。しかし、各広域指定団体の事務所は賃借で、保有する主な資産はクーラーステーションや生乳検査機器などに限られており、財政基盤は必ずしも盤石とは言えない。

一方、今年3月からは飲用牛乳向け取引価格は1ℓ当たり10円程度の値上げが実施されることに伴い、乳業メーカーは価格転嫁を進めているが、景気の悪化による消費の減少が懸念されることから、価格転嫁が円滑に進まない場合、乳業メーカーの経営悪化が心配される。

このような状況下で、指定団体は、飲用消費の減少による生乳需給の緩和で会員、酪農家への支払い乳代の減少、取引先乳業メーカーからの乳代

金支払い遅延や経営破綻など不測の事態に備えることが求められている。

このため、本会は、指定団体の実務責任者などが生乳の取引をめぐる法務の基礎的な知識の習得を狙いとして研修会を開催した。

研修内容は、①指定団体の生乳の受託販売における受託者の責任、②債権の管理及び保全に係る必要な法的知識と具体的な対策について、農協法、商法、民法に照らし、ケーススタディに基づくアドバイスを受ける実践的なものとなった。

具体的には、①生乳受託に関して、受託生乳の所有権、債権債務の発生、受託条件の設定の可否など、②生乳取引に関して、乳代金支払い遅延への対応、担保差し入れなど債権保全と生乳供給との関係、継続的取引に係る法的解釈、農系乳業との取引に係る債権管理上の留意点、さらに、債権管理・保全上の実践的なテクニックなどに及んだ。



講演をする阪本弁護士